

日医発第 431 号 (保 102)
平成 20 年 7 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

検査料の点数の取扱いについて

標記について、平成 20 年 6 月 30 日付保医発第 0630002 号で厚生労働省保険局医療課長から別添 1 のとおり取り扱う通知があり、平成 20 年 7 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌 9 月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて
(平 20. 6. 30 保医発第 0630002 号 厚生労働省保険局医療課長通知)
2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会保険医療課)



保医発第0630002号

平成20年6月30日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305001号)の一部を下記のとおり改正し、平成20年7月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D015中(7)から(11)までを(8)から(12)までとし、(6)の次に次のように加える。

(7) ヒトTARC定量

ア ヒトTARC定量は、区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「18」のアトピー鑑別試験に準じて算定する。

イ ヒトTARC定量は、血清中のヒトTARC量を測定する場合に月1回に限り算定できる。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305001号)別添1第2章第3部中

改正後	現行
<p>D015 血漿蛋白免疫学的検査 (1)~(6) (略)</p> <p><u>(7) ヒトTARC定量</u></p> <p><u>ア ヒトTARC定量は、区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「18」のアトピー鑑別試験に準じて算定する。</u></p> <p><u>イ ヒトTARC定量は、血清中のヒトTARC量を測定する場合に月1回に限り算定できる。</u></p> <p><u>(8)~(12) (略)</u></p>	<p>D015 血漿蛋白免疫学的検査 (1)~(6) (略)</p> <p>(7)~(11) (略)</p>

■ 新たに保険適用が認められた検査

平成20年6月30日 保医発第0630002号（平成20年7月1日適用）

ヒトTARC定量 (定量的酵素免疫測定(EIA)法)	D015 血漿蛋白免疫学的検査 の「18」のアトピー鑑別試験に準じて算定する。	200点
平成20年3月5日保医発第0305001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D015 血漿蛋白免疫学的検査」の(7)から(11)までを(8)から(12)までとし、(6)の次に右のように加える。	D015 血漿蛋白免疫学的検査 (7) ヒトTARC定量 ア ヒトTARC定量は、区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「18」のアトピー鑑別試験に準じて算定する イ ヒトTARC定量は、血清中のヒトTARC量を測定する場合に月1回に限り算定できる。	

(日本医師会保険医療課)